

出雲エネルギーセンターへの可燃ごみ搬入上の留意事項

1. 搬入者の遵守事項

- ①搬入車両はシートでの被覆や梱包を厳重にするなど、搬入物の飛散・流出・悪臭対策を十分に施すこと。
- ②搬入にあたっては、職員の指示に従うこと。
- ③搬入物の速やかな荷下ろしができるような人数で搬入すること。
- ④搬入物の投入(搬入)後に飛散した搬入物の清掃を必ず行なうこと。
- ⑤構内では、徐行及び一時停止などの表示に従い通行すること。
- ⑥リサイクルできるものはリサイクルに努めること。
- ⑦衣類などを多量に搬入する場合は、袋などに入れて搬入すること。
- ⑧搬入物の大きさ(長さ)は、次の制限以内にする。

角材・棒状の木	長さ2m以下かつ最大直径(角材は1辺)20cm以下
剪定枝	枝葉のあるものは長さ1m以下かつ最大直径20cm以下
	枝葉のないものは長さ2m以下かつ最大直径20cm以下
板類のも	2m×1m以下
ひも・ロープ類	50cm以下(搬入物の梱包や結束で使用するものを除く。)

2. 刈り草及び剪定枝の搬入について

①刈り草(土砂の付着がないもの)

搬入車両	草の状態	日当搬入台数	荷下ろし場所
2t車超～4t車以下 (パッカー車限定)	袋詰	制限なし	プラットホーム職員に申告し、プラットホーム職員が指示した場所
	袋詰なし	1台	
2トン車 (ダンプ・パッカー車)	袋詰	制限なし	
	袋詰なし	2台	
2t車未満 (軽トラック等)	袋詰・袋詰なし	制限なし	

※「袋詰」とは、草丈50センチ以下にした草を45リットルまでの大きさを透明袋に入れた状態をいう。

②剪定枝

搬入車両	日当搬入台数	
	5月～11月	12月～4月
2t車超～4t車以下	1台	2台
2t車	2台	4台
2t車未満	制限なし	制限なし

※受入可能な剪定枝⇒直径(太さ):20cm以下・長さ:枝葉がないもの:2m以下
枝葉があるもの:1m以下

3. ごみ処理手数料

	種 別	手 数 料
1	家庭生活により生じたもの	52円/10kg
2	事業活動により生じたもの(事業系一般廃棄物)	157円/10kg
3	「1」と「2」の混合したもの	157円/10kg
4	飼い犬、飼い猫等の動物の死体(ペット)	3,142円/1頭

※虚偽の申請をされた場合は搬入をお断りします。

※釣銭がいらぬように準備をしてください。

4. 搬入を禁止するもの

- ①排出者(個人及び事業所)又は許可業者以外が搬入した一般廃棄物
- ②事業所から排出される**産業廃棄物**
- ③建物の増改築又は解体で発生した畳
- ④農業で使用した廃プラスチック類
- ⑤金具や釘などの金属が付いているもの
(スプリング等の金属が入ったベッドのマットレスも搬入禁止です。)
- ⑥ペンキなど塗料類等液体状のもの及び汚泥状のもの
- ⑦**医療機関等から排出される血液等の付着したガーゼなどの医療廃棄物、並びに農薬等有害、有毒薬品類及びその含有汚泥**
- ⑧花火(未使用のもの)・火薬類・魚網・醸造物・動物の排泄物・廃油
- ⑨位牌・仏壇
- ⑩その他、出雲市が処理困難と判断したもの。

5. 搬入時間

- ・月曜日～金曜日 8時30分～16時30分
- ・土曜日 8時30分～12時00分

※祝日も上記曜日の時間どおりとなります。

(日曜日及び1月1日から1月3日の間は搬入できません。)

★上記の留意事項を遵守していただけない場合は、お持ち帰りいただくこともあります。